宮古島市高齢者支援課 介護給付係からのお知らせ

令和4年度 集団指導

① 令和6年度における介護報酬改定について

令和6年度には介護報酬改定が予定されています。内容等については、厚生労働 省の社会保障審議会(介護給付費分科会)のホームページに審議情報が掲載されま すので、各自で情報収集をお願いします。

(掲載先) 厚生労働省ホームページ ⇒政策について ⇒審議会・研究会等

② 住宅改修・福祉用具購入の受領委任払い制度が始まっています。

受領委任払いとは、介護保険における福祉用具購入費または住宅改修費を支払う際に、利用者は販売・施工事業者へ自己負担分(1~3割)および保険外負担分のみを支払い、販売・施工事業者は利用者の委任に基づき保険給付対象分を市に請求できる制度です。

受領委任払い制度を販売・施工事業者が利用するには、市への「事業者登録」が 必要となりますので、希望する場合は登録申請をお願いします。(申請書等は市のホ ームページに掲載しています。)

③ 「生活援助中心型サービス」の届出について

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出ることとされています。その居宅サービス計画書について市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行う場合があるため、ご確認いただくとともに、提出のご協力をお願いします。

④ 「通院等乗降介助の理由書」の提出について本市では、身体介護を利用しておらず通院等乗降介助を位置付ける場合には理由書の提出をお願いしています。

サービスの必要な理由をケアプランに明記してください。アセスメントやプランへの 位置づけ、会議録の内容等に必要性が不十分な場合、算定できないこともありますの で、介護報酬の解釈(青本)にて要件等を再確認してください。

なお、提出書類にて内容確認となるため、サービス利用直前ではなく、ゆとりを持って書類提出をお願いします。原則、許可をした日からの利用となりますが、やむを得ない理由があると判断された場合は当月内からでも利用可能となる場合があります。利用期間については、支援経過等に記録する等、各介護支援専門員において把握をするようお願いします。

⑤ 「生活援助算定フローチャート」の活用について

アセスメントの結果、「生活援助サービスが必要である」と判断された場合、フローチャートに従ってパターン分析を行い、パターン表にて算定の可否の決定をお願いします。また、「生活援助算定確認シート」の記載をお願いします。なお、「同居」とは、本市においては両隣3軒までを含みます。

⑥ 過誤申立について

過誤申立書の様式をホームページに掲載しています。記入例や申立事由コード表 もありますのでダウンロードしてご活用ください。介護用と総合事業用があります。

また、提出の際には給付費明細書の添付も忘れないようご注意ください。

〈過誤申し立ての流れ〉

過誤申立書を市に提出(毎月25日提出締切)→翌月末に過誤決定通知が国保より 事業所へ届く →再請求があれば、翌々月以降に再請求する。

⑦ サービス提供中の事故報告について

事故が発生した際は、市へ電話等での第一報をお願いします。市役所の閉庁時間中に発生した場合には、事故概要を記載した FAX(73-1965)でも受付できます。第一報後に、沖縄県の取扱要領に基づいて事故の詳細、今後の対応及び再発防止の内容をまとめた事故報告書等の提出をお願いします。

(第一報のないまま、時間が経ってから報告書のみを提出する事例が多数ありました。)

③ 令和3年度介護報酬改定の経過措置期間について

令和3年度の介護報酬改定において、事業所で感染症や災害が発生した場合で も、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介 護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画(BCP)の策定と 研修、訓練の実施等が義務づけられています。

経過措置期間は令和6年3月末までとなっており、業務継続計画(BCP はこの経過措置期間内に作成を完了する必要があります。

⑨ 居宅届の提出について

介護保険最新情報 Vol.1098(令和4年9月13日)に伴い、居宅サービス計画作成 依頼(変更)届出書の様式を変更致します。令和5年4月1日から新様式での運用を 開始いたしますので、順次切り替えをお願いします。

なお、新様式は市のホームページからダウンロードしてご利用ください。 居宅届の提出時には、介護保険被保険者証(原本)を添付し、サービス開始日の属 する月の月末までに提出してください。また、暫定ケアプランでのサービス提供を行う場合には、介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の双方が届出書の提出をお願い致します。

⑩ 算定プランおよび福祉用具貸与例外給付について

後日、宮古島市における基本的な取り扱いについてまとめたものをホームページ に掲載しますので、事業所での確認と従業者への周知をお願いします。